

毎週火曜日發行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 各土木出張所ほか五箇所の定期監査の結果

監査公告

監査公告第百一号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十七年
度にかかる各土木出張所、港務所、戦災復興事務所、県管
発電所及び港湾修築事務所並びに火災復興事務所の定期
監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年十二月十日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

加 藤 定 治

監査箇所

米子土木出張所 昭和二十八年五月二十七、八日、

執行年月日

角 田 健 太 郎

根雨土木出張所	五月二十七日、二十八日
境 港 務 所	五月二十九日
境戦災復興事務所	五月二十九日
幡郷県管発電所	五月二十九日
倉吉土木出張所	七月 二日、三日
鳥取土木出張所	七月 八日、九日
東部港湾修築事務所	七月 九日
鳥取火災復興事務所	七月 十七日
那家土木出張所	八月 十九日、二十日

監査概評

県下各土木出張所、港務所、県管発電所、港湾修築事務
所及び鳥取火災復興事務所に対する定期監査を執行した

が、前回と同様事務及び工事実地監査に重点をおき道路橋梁及び河川等の維持管理の状況、工事の施行方法及びその状況を巡視した結果改善又は研究すべき諸点を認めためたので善処されたい。なお各所共通事項のおもなものを掲げると概ね次の通りである。

一 各種土木工事の大部分は公共事業費によるものであつて單獨費事業は僅かであり国庫補助金及び県債等特定財源の確保状況に制約されるため収入状況に応じて支出を調節し早期に財源確保の見透しを樹てない結果年度末近くに工事費予算の令達を受け一時に着工している実情である。このため工事日数の不足と気象条件の不利に加えて現地職員の事務配分に不均衡をきたし、工事粗漏なもの或いは年度内に完成せず中には監査当時なお着手していないものが多く見受けられる実情である。しかもこれらはほとんど繰越手続せず処理しているため検査調書等に検討を要するものがある。昭和二十七年年度における各土木出張所関係未完成工事費の出納長保管額は二千一百六十六万五千二百八十二

円(本庁支処分)あり、このほか所長限りで出納員保管しているもの(解支処分)も相当額に昇り一出張所で七百二十三万一千七百一円保管している事例がある。主管部課長及び財務当局の積極的配慮によつて今後は正し得るものと思うので厳正執行に特に留意されたい。

二 直営工事の帳簿書類及び工事現場等監査した結果工事の大部分を分割して部分請負とし契約、検収、検査等所長限りで形式的に処理しているものが多く工事の堅牢を主眼とする直営工事にその本旨を逸脱して単に事務費確保の手段としてしている程度では本来の目的は達成できない。特に直営工事施工の適否は一般県民の耳目にふれるので慎重を期すべきである。また直営工事は、請負工事監督指導上模範となるべきであつて施工に当つてはつとめて上級者又は上級機関の中間検査指導を徹底し、いやしくも県の威信を失ふことのないよう特に留意が肝要である。監査の結果必ずしも成果が挙つていないので直営工事は真に必要なものみに限

定しむしる請負工事を主体として厳正な監督に重点をおくことが職員配置の現状から見て適当と思うので研

究考慮されたい。

三 各管内の道路の現況を維持管理の状況を巡視したが、近年逐次施工しつゝある各種工事の成果が随所に現われており洵に喜ばしい。即ち舗装工事、改良工事、局部改良工事、災害防除工事及び緊急失業対策工事等の公共事業費によるものほか、單獨費事業により漸次整備されつつあるので今後も事業費の確保に一層努力されたい。しかしながら各管内に急務を要する危険橋梁が多く、また屈曲の切除、幅員の拡張、待避所の増設を要する箇所が多いので計画的に実施されたい。なお県道中には交通機関の発達した現状から見て県道として存置の意義の乏しいものがあり、また近年認定された県道の橋梁が腐朽し補修を要するものも見受けられたので、今後の路線認定に当つては一層慎重を期するよう望む。

四 セメントの支給制度の廃止について考究されたい。

セメント支給制度は戦時中及び戦後の経済事情に対処し資材確保の対策として全国的に行われたのであるが、最近の生産事情及び流通状況からしてその必要性がな

く単に建設業者の資金難に対する緩和策とセメント業者に対する対価の保証がなされる程度であり、県が一括購入して所要量を確実に使用させるといふ点では現状は必ずしも万金といひ得ない。即ちセメント支給の実情を調査するに購入、検収、現場受払等一連の事務はほとんど形式的であり帳簿書類と実地と相違するのは通例のようである。一例を挙げると工事現場渡し契約のセメントを県出納員(庶務課長)が検収し購入代金を支払っているが現場に倉庫借上の事実もないのに代金支払後八箇月以上経過した後使用しており(鳥取)セメント業者に保管させ前金払したものと察せられるなど不明朗なものがある。また盗難等による被害事実の疑があるのに設計全量を無事故で消費した如くしている(米子)等物品の出納管理について遺憾な事例を認めた。また支給セメント不足のため関係請負人より

一時借用し還元支給している(郡家)等の実情は検討すべきである。セメント使用の厳正をはかるには工事監督員の自覚と責任感の昂揚がむしろ肝要であつて單に支給制度に依存するのみでは成果を期し難いと思つので廃止方考慮されたい。

五 緊急失業対策事業として火災による荒廢地整理、道路改良補修及び河川改修の各工事を鳥取、米子、倉吉、境の四地区において実施しているが、事業中途に失業者配当人員の変更によつて計画変更した箇所もあり、また一般に作業能率が芳しくないため工事の進捗がおくれている実情である。一般公共事業の土木工事と關係の作業能率を望むことは無理とは考えるが能率向上について一層留意を望む。なお設計書に対する工事費の精算をしていないものが多いので速かに精算すべきである。また工事の施工に當つては事前に工程表を作成するなどして計画的に執行することが肝要と認められた。

六 各所とも財産台帳、機械器具その他の重要物件に關

する台帳の整備が不十分であり、道路、橋梁及び河川台帳の記帳整理がおくれているので整理すべきであるが相当の労力と日時を要すると思つるので事務配分及び閑繁等を考慮して計画的に処理するよう各所長において措置されたい。

七 技術吏員の不足に起因し各所とも業務の完全遂行を困難にしている実情にあるが各種土木工事施工の適否は県民の利害に直接影響するところ大であり且つ検査員、監督員等の行爲は一般の耳目にふれ批判の対象となることが多いので特別な研修指導を要するものと認める。また県職員の数減少を要望されている折柄ではあるが臨時職員等の採用に依り実質的には人件費の節約がはかられていないのでむしろこの際専門技術を有する中堅吏員の増員確保が大局的に見て効果的経済的と思料されるので県当局において善処されたい。

八 各出先機関に対する知事の権限委譲について研究者慮されたい。即ち民願關係許可事務のうち、上下水道管、電信電話線管等埋設に伴う道路掘返し及び原形復

旧委託工事等の事務は現在本庁が処理しているので時日を要し従つて収入遅延のため工事費令達がおくれ立替払をしている等欠陥が多いので所長に委任すべきである。また境港における国有水面等の使用許可事務も本庁が処理しているが出願より許可までに概ね半年以上を費し中には軽易な事項であるにもかかわらず一箇年もかかつているものがあり民願事務処理の迅速化が望まれるのでこれまた所長に権限を委任し要すれば知事に報告させるとか何らかの対策が肝要と認めるので善処されたい。

九 各所とも条例に基づく屋外広告物の許可申請件数があまりにも僅少に失する。専任職員もなく各費の不足に起因すると思料するが一部の者が申請するといつたときは今後の運営を阻害するので取締を厳にするとともに諸経費の増額を考慮されたい。

一〇 工専用燃料特にガソリンの受払が不明確で記帳方法も各所不統一である。一般に金銭出納に比し物件の取扱に対する関心が薄いので十分留意し厳正を期する

ことが肝要と認められた。

米子土木出張所 昭和二十八年五月二十七、

八日監査

監査委員 前 田 玄 一
木 南 貞 治

監査概況

一 当所は所長以下五十五名の職員(主事二、技師一九、雇四、運転手四、傭人二、道路手二五)のほか十四名の臨時職員(砂防事業費四、河川改良事業費六、道路改良事業費四)があり総計六十九名の所員をもつて、道路、橋梁、河川、港湾、砂防及び海岸等の維持管理並びに各種工事の施工監督に當るほか建築確認に關する事務を処理しているが、本年度は工事の着手時期がおくれたのと、用地買収、家屋その他物件移転等の交渉が意の如く進捗しなかつたため工事の完成がおくれているが、実地監査の結果十八箇所中八箇所の未完成工事があり、このうち年度繰越の手續をしたものは僅か二件

のみでありこれはすべて早期着工に留意し年度内未成のものについては繰越手続をなすべきである。

二 当所の事務職員は庶務課長以下主事一名、雇一名と臨時雇四名で広汎複雑な事務を概ね円滑に処理しているが課長は県出納員を兼ねており他所と比較しても事務分量及び事業量に比し事務吏員が過少であるので配置転換等により少くとも一名乃至二名増員すべきものと認められた。

三 当管内には直管工事が多いので技術吏員の配置状況から見て相当無理がきているのではないかと思われる。直管工事現場には少くとも専属の職員を要するが技術吏員を各現場に配当することは困難であり直管、請負を通じて担当箇所が多いので勢い工事監督不徹底に陥っている憾があり、直管工事に粗漏なものを見受けたのは特に遺憾であった。なお当所に限らず直管工事諸帳簿はほとんど形式的に処理している傾向が見られるが材料検収及び受払等は最も厳正に処理するよう留意を望む。

四 米子市道笑町踏切による道路の交通遮断は極めて頻繁でありこれが打解策として長砂町と精町を結ぶ新路線に改築し、立体交叉により解消することとなり総延長九百二十米余を府県道改良公共事業として施工中である。すでに昭和二十五、六両年度失業対策事業によりその一部を埋立しているもので昭和二十七年度工費一千百三十万円をもつて三百十三米余を直管施工中であるが、家屋移転、用地買収の関係上未完成となつている。潰地買収は日本パルプ工場誘致に際する買収価格が影響し、県予算額(反当一八〇、〇〇〇円)では折合つかず市当局が鋭意交渉の結果反当三十七万五千円程度として漸く見透しがついたのでありこの差額を一部地元負担するとしても今後相当額の果費追加を要する結果となるようである。予算外の債務負担を条件とする交渉については最も慎重を期し事前に正当な手続を経て処理するよう改められたい。

また工事進行上最も難関である鉄道の立体交叉(跨線橋)の工事については建設、運輸両省当局間の協議が

未だ整っていない模様であり県としても促進に努力されたい。なお鉄道線路と終点柘町間の橋梁工事は各種資材の運搬が不便なため能率的でないよう見受けたが、補償問題等を解決して起終点双方より着工することが経済的且つ適策と認められたので、今後の事業施行について研究留意を望む。

五 当管内西伯郡巖村地内の県道改良工事(工費四、〇〇〇、〇〇〇円)は請負に付したまま土地買収未解決のため翌年度に事業繰越している状況であり最近漸く交渉妥結の見透しがついたのである(反当一三二、〇〇〇円内果費一〇〇、〇〇〇円、差額三二、〇〇〇円地元負担)。しかし村の財政事情が意の如くならず中小河川佐陀川改良事業地元寄附金も当村は未収となつている状況であり道路改良費地元寄附金についても収入措置を講じ事業の円滑なる遂行に一段と留意すべきである。

六 直管工事の施工状況を見るとその趣旨目的を軽視し単に事務費確保の手段としていていると思われるものが

多いので留意を要する。当管内には直管工用セメントの事故が発生したようであり遺憾である。しかしながら佐陀川改良工事においては堀さく、工事をブルドーザーを利用して直管施工し好成績をあげており精算の結果請負部分よりも経済的に施工している実情であったので今後の設計及び請負契約上の参考に資するよう留意が望ましく。

七 経理その他事務は職員不足を克服して処理しているが左の事項に留意されたい。

- (1) 堤塘物揚場使用料台帳の整理不十分で使用期限満了のもの三六件あるが早急に更新手続をとること。
- (2) 道路占用台帳に期間更新、料金改正、調定済等の記帳がしてないので整理すること。
- (3) 現年度堤塘場使用料及び道路占用料並びに過年度道路損傷負担金が未収となつているので早急収納整理すること。
- (4) 建設業登録手数料は申請と同時に納入せしめること。

(5) 工事用物品の取扱申油類の購入数量と受払帳簿の
数算と不突合のものがあつたので厳正明確を期する
こと。

根拠 土木出張所 昭和二十八年五月二十七、

八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 鈴 鏡

監査概況

一 当所は所長以下三十九名の職員(主事二、技師一〇、
雇四、傭人二、道路手二一)及び臨時職員十二名、合
計五十一名をもつて所管業務を処理しているが昭和二
十七年度における当管内の各種工事施工状況は道路改
良工事のうち一部を除くほかは他所に比較して大体順
調に進捗し一応工事の完了を見たが、個々の現場につ
いて踏査してみるに工事の粗漏なものを見受けたのは
遺憾である。工事施行に当り監督及び検査は一層嚴格
を期するとともに指名競争入札随意契約の場合は請負

人の選定に特に意を用いるよう留意されたい。
二 道路標識については毎年予算を計上し建設に努め
ているが管内を巡視してみるに標識の建設が進捗せず
僅かに散見したに過ぎなかつた。当所管内は一般に地
勢急峻で屈曲甚しい箇所が多く標識の必要性が痛感さ
れたので整備を急ぎ破損取除等については監視の嚴重
を期せられたい。

三 当所備付車輛は貨物自動車三台、小型自動車一台、
オート三輪車一台、グライダー一台であるが運転手は
一名であり臨時職員として二名を雇傭しているもの
その場凌ぎの状態であり諸車の満足なる運転は不可能
といえるので主管課の配意を要望する。

四 道路損傷負担金昭和二十五年以降未収額が十三万
九千余円あり毎年再三督促するも徴収できず整理に困
惑しているようである。もつともこのうちには解散し
た山陰製鋼(四、九六八円)及び伯耆貨物自動車(一
三四、二四二円)は経営不振を理由として未納となつ
ている。主管課としても収納整理に努めるべきである。

五 工事実地監査の結果次の通り不適當と思われる箇所
があつたので留意されたい。

(1) 砂防工事で(日野上村宮内)竣工後に所長、係員
の関知しない増工事を部外者において施工していた
が実態を承知すべきである。

(2) 護岸復旧工事(四六一号)で石積基礎、岩盤切付、
け及び支川合流箇所、巻立部分在來取合せ等不充分
であつた。なお竣工後短時目にして破損している箇
所もあつた。

(3) 道路補修工事のうちで待避所を築造しているが石
積が悪く特に積石の控が不足しているため重圧によ
り崩壊する箇所があつた。

境港 務 所 昭和二十八年五月二十九日監査

監査委員 前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査概況

一 当所々長は米子土木出張所長の兼任であり主事一名、

技師(兼任)一名、雇一名、臨時職員四名をもつて境
港の岸壁、棧橋及び上屋等諸施設の管理事務、維持修
繕工事並びに入港船舶給水事務を処理しているが改善
を要する点が見受けられ、また職員組織が弱体であり
考究すべき点認められるので留意されたい。

二 境港関係の各種工事を次の通り米子土木出張所が施
工しているが当所の技術吏員を充実にして工事を担当
させることが能率的と考えられまた当所の事務的経費
配当の面から見ても適當と思うので考究されたい。

境港関係工事施工状況
昭和二三年災害 境港物揚場護岸復旧工事 五七六、六八二円

境港防波堤復旧工事 四一〇、〇〇〇

昭和二六年災害 三、〇〇〇、〇〇〇

昭和二七年度 境港木造棧橋修繕工事 一九三、〇〇〇

計 四、一七九、六八二

三 岸壁その他營造物の使用状況は次の通りであつて、前回監査の際使用料額の改訂方について意見を述べた

境港 營造物 使用許可状況

とて本年四月十日付をもつて料金改訂を行ったことは結構であるが財源確保に一層努力されたい。

使用区分	昭和二六年度実績		昭和二七年度実績		備考
	件数	金額	件数	金額	
岸壁 棧橋	七二七	三〇、二四〇	八〇〇	三二、四六〇	昭和二八年度より料金改訂により二・五倍に値上となる
船舶給水	三七八	五、三六〇	一、〇〇四	七、九六六	
物揚場	五二	七、四八四	三三	四〇、四〇一	二・五倍
土地	一六	一〇、〇三三	一七	一〇、一三四	二倍
上屋	四	一、七〇〇	四	一、七〇〇	二倍
国有水面	四六	六、〇三六	四七	七、一九四	"

四 各種營造物の使用許可期限が経過し更新を要するものがあるので手続すべきである。なお台帳図面等の整備が十分でないから速かに整備されたい。

五 当所に対する令達予算中光熱水費は災害土木復旧費、船舶維持費、境港務所費等で合計十五万一千余円ある

六 国有水面使用許可申請を受理し実情調査の上果に許可の副申進達しているが許可までに半年以上を要して

がこうちの庁内需用が若干で大部分は船舶給水に伴うものであり経費確保に苦慮している実情であるので何等かの対策を樹てるべきである。

いる事例があり本庁事務処理の迅速化が望まれるので軽易な事項についてはむしろ権限委譲を考慮すべきである。

七 経理その他事務について雑収入、納付金、境戦災復興事業費納付金の未收件数が多く収入状況不振につき速かに整理すべきである。

境戦災復興事務所 昭和二十八年五月二十九日監査

監査委員 前田 玄 一
木南 貞 治

監査概況

一 当所の主要業務である区画整理事業は昭和二十五年間度をもつて完了し主として精算事務及び戦災復興に伴う境港の発展策として中央産業道路の築造工事を緊急失業対策事業により施工している程度であるが、本年五月一日同所を廃止し境港務所において事務を継承している実情である。

二 昭和二十七年における工事は緊急失業対策事業と

して工費一百三十七万七千余円(実施額一、一六三、八四一円)をもつて西伯郡外江町地内道路改良工事を実施しているが、これは昭和二十五年以来継続事業として実施中の弓浜半島縦貫中央産業道路整備工事の潰地買収が困難なものが有り年度中途(二月一三日)計画を変更して右の新規路線に着手したものであつて事業の計画執行上遺憾なものがある。特に従来継続施工中の中央産業道路は昭和二十五年四百五十九千余円、昭和二十六年度一百五十九万八千余円、計五百六十五万八千余円の経費を投じ総延長一料六百五十五米余、巾員十一米を築造したものであつて全体工事未完成の途上において本事業を放棄することは財政効果の面から慎重に考究すべき問題である。なお本工事の進捗が不円滑なため過年度に潰地買収に応じた旧土地所有者の一部には原形復旧の上還付を要請している向もあるようであり県当局の根本的な方針対策が緊要と認めらる。

三 経理その他の事務について不正不当と認められるも

のは見受けなかつた。

幡郷県管発電所 昭和二十八年五月二十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 隆 鏡

監査概況

一 多年の懸案であつた県管発電事業は、昭和二十六年五月幡郷県管発電建設事務所を開設同十一月着工以來工事の早期完成に努力し少数の職員をもつて水利問題、用地買収附帯工事等困難な事項を概ね円滑に処理し、本年三月一日待望の発電を開始し中国配電会社に送電し順調に運営している。所長ほか関係職員の労を多とするとともに欣ばしい。

二 当所の発電出力の平均は左の通りで認可出力最大二、一八〇キロワット、常時一、二七〇キロワットに対し順調であり売電量も非常に好成绩で結構と認められた。しかしながら発電関係電気技術者は専門的技術とともに熟練が必要と思料するが現在の係職員はすべて臨時職

員であり身分上の安定性に欠けるので操業に支障を來すことのないよう当局において早急に検討し善処すべきが肝要と認める。なお水利問題に今後接衝を要する事項があるようであるが円満解決をはかるよう格別の努力を望む。

発電出力調

三月 一、二七二、四〇〇KWH (売電量) 平均出力 一、七四四KW

四月 一、四二一、三〇〇KWH () 一、九九九KW

五月二十八日迄 一、三六六、〇〇〇KWH () 二、〇三二KW

(註) 操業は一箇月のうち一日休電日を設けており平均は休電日を含む。

三 売電量に対する代価収納事務は主管課(砂防課)で担当しているが価格の点で折合がつかず接衝中のようである。本事業が果財政と産業開発に及ぼす影響を考慮し速かに円満なる解決を望む。

四 発電水路四、五三一米中開渠部分が相当あり附近部落の兒童が通学の往復に水路の側壁上を歩いて流るが流水速度強く身命に及ぼす危険があるので何等か対策を講ずべきであらう。

五 昭和二十七年度一百万円をもつて公営住宅三棟五戸を建設し給水施設もして現在三戸利用しているが共同浴場設置についても今後考慮すべきである。

六 電気係職員は水路監視一名維持運転七名であり運転係は月一回の休電日以外は三交代(八時間勤務)制で発送電しているが、油仕事と特殊勤務のため作業衣及び雨合羽等は支給すべきであらう。主管課の配意を望む。

七 経理出納事務は本庁主管課としており当所は一般会計砂防費二十七万七千六百八十一円、特別会計発電事業費より六十三万五千八百四十円、計八十一万三千五百二十一円を資金前渡しして賃金その他経常費の支出に当てる程度である。(賃金が八四%を占めており他は通信運搬保険料等義務経費である。)主管課は権

限移譲し適當なる予算の配当をなすべきである。

倉吉土木出張 所昭和二十八年七月二、三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

角 田 健太郎

監査概況

一 当所は所長以下五十八名の職員(主事四、技師一六、雇四、運転手二、傭人二、道路手三〇)のほか事業費による臨時職員二十名を配置し本所及び八橋駐在事務所において所管事項を処理しているが、他所同様工事の着手がおくれたため年度内未完成工事が多く工事費の支出並びに工事事務に考究すべき点がある。

また特定補助による道路改良工事の大部分は本庁よりの予算令達がおくれたため、年度末近く起工し未完工事が見受けられるので計画的執行に特に留意すべきである。

二 管内竹田村地内倉吉津山線及び山守村地内倉吉勝山線道路改良工事は本県中央部の陰陽連絡道路として重

要件があり当所としても鋭意努力しているが年間配当予算の実績から見ると計画完遂までに今後十数年を要するので県当局において中央折衝に一層力を入れ早期完成をはかることが肝要である。

なお工事施工に当り手直し命令等をなし工事の完璧を期しているようであるが、常時の監督指導に留意し竣工検査後の維持管理についても今一層留意されたい。

三 管内国道橋梁五八二橋のうち重量制限中の危険橋梁は四一橋ありしかも橋長の短いものが大部分あるため單獨果費に依存しなければならぬので対策が緊要と認める。既設の鉄筋コンクリート造り永久橋は二五五橋あり他管内に比較して整備されているが昭和二十七年年度更に小田橋、蕃田橋、堀橋の三橋を永久橋として架設に着手し一橋を完成している。

堀橋は災害復旧費によるものであるため原形復旧を原則とし、設計に当つては中央協議を要するのであるが果道改良の全体計画の一環として位置、方向及び前後取付道路等今後の計画と併せ決定することが肝要であ

つた。

四 由良川改良工事は、昭和二十五年年度以来二千七百万円を投じて局部的に工事を進めているが未だ試験工場の域を脱せず全体計画を樹立する段階に至っていない。従つて本河川に関連ある県道の改良、橋梁の架設等も根本的には措置できない実情にあるので中央と連絡しなるべく速かに改良計画を樹立するよう県当局の配意を望む。なお工事施工について前年度指摘した事項はそれぞれ措置は正していたが工事台帳、直営諸帳簿に整理を要する点があるので処理されたい。

五 道路の砂利敷は国の指定路線に対するものが主体であつて單獨果費による購入は極めて少い。しかも砂利購入設計には路線の起終点のみ記入して処理しているが検収場所、使用場所及び砂利置場保有量、使用時期等の記録不十分で計画性に乏しい。今後は所長又は課長において常時状況を把握し得るよう留意し重点的に施工されたい。

なお管内は急流河川のため砂利採取の適地が少く各河

川下流部には玉石が多いので碎石機による砂利生産を考慮することが経済的にも得策と思うので研究された。

六 緊急失業対策事業として管内上灘村地内に道路改良工事を施工しているが年度当初二百一万余円をもつて延長四二〇米改良予定のところ出役労働者割当数の減少とこれに伴う工事費予算の減額を行つたため延長二一〇米に減じている。なお昭和二十七年年度工事箇所用地買収が困難なため二十八年度工事を振替施工しているが設計変更すべきである。また緊急失業対策関係の工事台帳を整備してないが速かに整理すべきである。人夫の点検簿に記録洩れがあり資材受払に不突合が見受られたので留意するとともに精算事務の迅速化を期せられた。

七 工事施工に当つて次の点留意が望ましい。

(1) 小田橋架換工事は三箇年継続事業として本年五月完成を見たことは結構であるが下北条側の道路が狹隘のため利用度が少いので早急研究を望む。なお旧

橋古材を取除中であつたが管理活用に留意すること。

(2) 工事施工後の路面維持管理が一般に不徹底であり、路側の破損、道路敷の無断占用等が見受けられ(赤碓停車場大山線)砂利敷が少いため雨天の際は交通困難な箇所(鳥取倉吉線)等もあるので工事完成後の維持管理に留意が肝要である。なお路側石積の規格に合わず(控不足)破損している等は工事監督の取締に留意すること。

(3) 川上橋を工費二十六万九千円をもつて復旧しているが並木の長さが設計より二十程程度長く露出しているのは考究を要する。

(4) 中小河川加勢蛇川改良工事で監督詰所を築造しているが記録がなく敷地買収が不明確である。借用地であれば損料を支出すべきでありすれにしても明確を期すること。

八 経理その他事務について次の点留意は正された。

(1) 緊急失業対策道路改良工事を二十七年四月一日着工しているが予算令達は四月九日である。当然八日

- (1) 間の貸金未支払となるが関係帳簿には毎日支払つた如く作製してある。
- (2) 中小河川由良川改良工事を直管で六月三日から着工しながら予算令達遅延のため六月上下半期及び七月上旬期分の貸金を七月三十日に支払つてゐるが適当でない。
- (3) 赤碕港修築工事を七月三日着工しながら七月十六日まで空白となつてゐる。
- (4) 勝田川通常砂防工事は七月一日工事着手となつてゐるが工事に伴う経費が令達されず保険料五千九百六十四円のみ令達してゐる。これらの経費は事業進捗に伴い円滑に令達すること。
- (5) 道路橋梁修繕工事で中野橋を施工してゐるが請負費の令達は二十七年八月二十四日、工事着手は二十八年三月一日、完成は三月十日、支払は五月十八日である。工事施工が甚だしく遅延してゐるので早期に着手すべきである。なお道路修繕の国道十八号線も同様である。

- (6) 泊港修築工事を第三港湾建設局に委託契約し施工せしめ当所で支払してゐるが委託内容も承知せず精算請求書に基き支払してゐる。契約書写でも所持し委託契約に基き支払するよう厳に留意すること。
- (7) 屋外広告物、建設業登録等の許可申請等に対し願出がら許可までの期間が長く中には一箇月も経過しているものがあるので迅速に処理すること。
- (8) 自動車燃料の購入に当り運転手が随時傳票を発行し購入してゐるが出納員はこれを把握すること。
- (9) 昭和二十七年十月道路課よりクラウンヤー一台移管を受けてゐるが保管転換の手續がしてないので整理すること。なお作業日誌及び成績等の記録がないので整備すること。
- (10) 道路橋梁台帳の記録整理が不十分につき整理すること。

鳥取土木出張所 昭和二十八年七月七日、八日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	木 南 貞 治
同	加 藤 定 治
同	角 田 健 太 郎

監査概況

一 当所は所長以下六十名の職員(主事三、技師一五内病欠一、雇七、運転手二、道路手三三)のほかは事業費貸金支弁の臨時傭人二十二名失業対策関係傭人二名あり総員八十四名の所員により所管事務を処理してゐるが、一市二郡にわたる広汎な区域を管轄してゐるため浦富町及び浜村町に駐在事務所を、福部村に塩見川河川改良事務所を設けて業務を分担させ運営の万全を期してゐる状況である。しかしながら全般的に見て技術吏員が不足し工事の指導監督に支障を來してゐる実情にあるので県当局は人員配置の適正化につき再検討すべきものと認める。

二 各所共通の問題として工事の早期且つ適期施工に対

する当局の配慮を促したが、当所においても年度内未完成工事が極めて多く経理出納及び工事事務処理に合理性を欠くものが散見され遺憾であつた。適正な執行に格別留意されたい。

三 当所管内は未改修の氾濫河川が多いが河内川局部改良工事等は地元関係者との間に困難な問題があり工事の進捗を阻害してゐるようであつたので円滑に施工するよう県当局においても指導援助すべきである。また鳥取市吉方鉄道交叉点前後の道路は重要幹線街路工事として改良に着手してゐるが土地買収家屋移転等の解決が前提要件となるので交渉に努力してゐるもの進捗が円滑でない。鳥取市の積極的協力を要請するとともに果としても実情を十分把握して早期解決をはかるよう積極的に努力すべきものと考え。なお当該区域内は都市計画法によつて強制執行する手段が残されてゐるようではあるがとめて円満な折衝により解決することが妥当と認めるので慎重を期されたい。

四 公共事業費貸金支弁の臨時職員に対する人件費予算

令達が年度当初において著しくおくれたため定日支給ができないので、所長において金融機関より資金を一時的借受けて支給したようであるが公私混同のおそれがあり、また立替払による払戻手續の措置が不明確である等考究すべき点がある。今後は本庁関係部課と十分事前連絡し早期令達をうけ公会計より支給するよう改められたい。

五 道路の維持修繕を能率化するためにモーターグレーダーを増設するよう、機会ある毎に果に対し勸奨したるが未だ不十分である。当所においては冬季間除雪作業にこれを試用し良好な成績を挙げており、急坂路に対しては火災復興用のブルドーザーを借受け除雪能率を挙げる等幹線道路の交通確保に研究努力したことは洵に結構である。北陸地方においてはすでにグレーダー・ブルドーザーを各土木出張所に数台備付け常時の道路補修及び冬季の除雪に成果を得ている事例もあるので本県においても増設するよう重ねて要望する。

六 重要幹線街路事業の一として昭和二十五年度より賃

露大橋の架設及び漁獲物搬出街路の築造に着手し本年度橋梁を完成し左右岸取付道路の一部を施工しており將來の鳥取港発展に重要な使命を果すものと期待されるので全体計画の早期完成に係者の努力を望む。なお左岸旧道取付工事は家屋移転等の関係上変更中止し河岸沿いに延長したことは緊要度の点から見ても適切な措置と認められたが、路側附近の家屋内に土砂が崩れている個所を見受けたので慎重を期すべきである。もつとも旧來官民有地の境界が不明確であり無断占用の事例もあるようであり十分調査の上適切な措置を講ずるよう配意が肝要と認められた。

七 鳥取市火災に伴う都市計画区画整理区域内の国道及び果道の維持管理はその所管が不明確なものがあり当所としては管轄外として関与していない状況であるが、街路の現状から見ても放置すべきでないので鳥取火災復興事務所と当所の所管事務並びに責任権限を明確にするよう果当局において措置されたい。

八 民願による路面の掘返し頻繁に行われる実情であ

るが同一個所に対する各申請者の工事はつとめて同一期間内に計画的に行うよう留意が肝要である。これについても許可認可の権限は各土木出張所に委譲すべきものと考えるので検討されたい。

九 当所管内の工事実地監査は台風第二号被害のため交通途絶個所が多く僅か数箇所実施したに過ぎないが帳簿書類によつて監査した結果次の諸点が指摘されるので留意改善をはかれたい。

(1) 浜村川筋右岸護岸復旧工事は本年三月三十日セメント五十袋を現場帳簿より払出しながら翌日の三月三十一日工事が完成しており又検査要求を四月一日受理している工事の完全施工をまつて工事の検査要求を受理すべきである。

(2) 国道十八号線道路改良工事は九月二十日着工しているにもかかわらず入夫は十一月十七日より使用されている。着手届と同時に工事を施工するよう留意されたい。

(3) 蒲生川砂防工事の原材料(セメント)購入に当り

九月二十二日十五屯分十二万四千五百円支払しながら検収は十月四日に行っている。また通信運搬費で十一月二十五日三百袋の検収運搬しているが運賃支払は検収前の十月二十三日である何れも適当でない。

(4) 民願による路面掘返しの際委託施工の台帳が作成してない。また委託料の徴収に道路課の調定補助簿と工事設計書並びに工事費との間に不突合なものがある。なお許可より二、三ヶ月後に委託料を調定しているものがあり収入が遅れるため支払も相当期間遅れている。即ち路面委託復旧工事費五十六万五千四十七円を二十八年五月三十日日本舗道に一括支払しているが工事施工が八、九月のものであったので留意すること。

(5) 失業対策事業は予算の関係上計画的に執行ができず適宜工事が異動している。又設計に対する精算が六月末現在に至るまでできていない。

一〇 経理その他の事務について次の点特に留意されたい。

(1) 昭和二十七年上半期分として徴収すべき道路損傷負担金を測定していない。理由として道路法が改正になり徴収は不要と誤認したことによるが徴収規則の定めるところにより徴収すること。

(2) 道路占用を継続許可しているものの中には占用料を徴収すべきと思われるものが含まれているので再調査を行い徴収すること。

(3) 屋外広告物の取締の厳正を期せられたい。無許可広告物については嚴重に措置すること。

(4) 軒担占用の対象となるものが相当見受けられるが軒担占用料を納入しているものは数件しかない。

東部港湾修築事務所 昭和二十八年七月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

監査概況

一 当所は岩美郡東部の港湾修築、災害復旧、維持管理その他港湾に関する各種工事の施行、県有船舶の維持

管理等を担当し網代、田後に重点を置き網代に本所(所長以下技師三、主事一、雇一、臨時傭人五)田後に詰所(技師一、臨時傭人三)を置き所長以下職員は所管事項の処理に努力し業務の運営状況は適当と認められた。なおその状況は次の通りである。

△網代港(農林省第三種漁港)

○災害復旧工事(運輸省)七百三十七万円一〇〇%竣功
砂防護岸復旧工事外二ヶ所

○漁港修築工事(農林省)一千六百二十四万九千九百九十九円
一〇〇%竣功

中央突堤基礎掘さく工事外一二工事

浚渫土量五、九四四立米(一、一三〇、八九七円)

○船舶修理工事 二百四十七万三千三百二十二円

一〇〇%竣功

久松丸、因伯丸、土運船、二五馬力曳船、等

○海岸調査(蒲生川附近)三十四万二千円

漂砂、飛砂、流砂の影響調査測量

△田後港(運輸省避難港)

○災害復旧工事(運輸省)九百三十八万円

一〇〇%竣功

第二防波堤復旧工事外一ヶ所

○漁港改修工事(運輸省)三百二十三万七千円

一〇〇%竣功

浚渫工事土量一二、二四八立米(一、九六五、七

七六円)

○災害復旧工事(単県)三十万円

一〇〇%竣功

荷揚場復旧工事

○港湾調査 二十万円

一〇〇%竣功

二 兩港とも、漂砂、流砂、飛砂による埋没が大部分であり年々巨額の浚渫費を投じ維持に努めており昭和二十七年六十万円をもつて砂の影響を調査測量しているが調査段階であり未だ纏つた結論を得ていない。経費を増額し徹底的調査究明し対策を講ずべきである。なお二十七、八兩年度継続事業として一千六百二十万九百三十七円をもつて、外港に中央突堤を構築し荷揚

能力の増強を図り、内港よりの流漂砂を防いでいるがこれが成果が期待される。

三 港湾修築事業並びに漁港修築事業等改良工事は原則として直営施工により実施しているも特殊事業である関係と直営施工するための機械器具の不整備と機構の貧弱により部分請負をなさざるを得ない状態であり改良工事の事業費に対し部分請負の占める比率は運輸省関係二五、六%、農林省関係四七、四%で漁港修築事業の大半は部分請負であり直営施工の意義を欠くので直営工事の成果を挙げるためには、陣容機構及び機械器具の充実強化が肝要につき検討されたい。

四 港湾修築事業の着手時期が一般的に遅れ勝ちであり波浪の高い冬季間に施工しているが季節的な考慮が肝要と認めるので県当局においても事業経費の早期令達に十分配慮されたい。特に港湾工事の良否は施工時期の如何によるものと思料するが起工何より決裁まで二箇月に及ぶものがあり、速かに処理すべきである。また部分請負はほとんど随意契約であり、指名競争入札

はセメント購入三件のみである。工事の特殊性にかんがみ建設業者の選定に制約があると認めるが契約に當つては慎重を期するよう特に留意を望む。

五 当所は果有船(浚渫船二、土運船三、曳船二、台船四、監督船一、傳馬船六、ボート一、起重機船一)を維持修繕管理するのであるが履歴台帳なく貸与その他の異動記録がない、責任を遂行する点よりして克明に記録し整備し置くべきである。なお維持管理上専門技術者の配置も必要と認めた。

六 出納経理その他一般事務は適正に処理しているものと認めたがなお次の点留意されたい。

- (1) 備品出納簿の登記月日と納品月日に不適合のものがあつた。
- (2) 船舶修理代を本庁払としていたが当所が実態を承知しているので事務の簡素化、能率化の見地からも当所に執行させるよう令達等考慮すること。

鳥取火災復興事務所 昭和二十八年七月十七日監査
監査委員 加藤 定 治
同 角 田 健太郎

一 当所は鳥取市火災に伴う土地区画整理に関する測量調査及び設計施行並びに指導監督と土地区画整理審議会に関する事項を処理させるため、昭和二十七年四月三十日果規則をもつて設置し、所長以下十四名の職員を五月一日附で発令(現在職員二七、臨時備人三五、計六二名)火災後土木部道路課において処理していた前記業務を委譲されたが、発足当初は、人員不足と庁舎の狹隘に加えて陳情相談件数が極めて多く時間外超過勤務等により過重なる事務を処理したようであり、職員の努力を多とする。

二 鳥取市火災に伴うこれが復興土地区画整理事業の施行について政府当局に対する申請手続等は、当所発足前本庁において処理し、その区域及び地積、設計計画の方針、従来の都市計画との関係並びに本事業の施行

者(果営)その他基本的事項について関係者と協議の結果果の方針を定め火災三日後、四月二十日公文書による申請手続を了したことは適切な措置であり、且つその後における計画策定並びに告示その他の手続においても迅速適切に処理しているものと認められたが、異議申立書に対する取扱いに慎重を欠いたため訴訟を提起され第一審において果の敗訴となつたことは洵に遺憾でありその後これが誘因となつて訴訟事件続発し当所の業務遂行に多大の支障となつている実情である。訴訟事件によつて計画の円滑な執行を阻害していることは周知の事実であるが、応訴経費及び事務能率並びに関連する補償費用等有形無形の損失を及ぼしていることは無視できないので今後速かに解決を図るよう果当局の積極的努力が緊要と認める。なお敗訴となつた異議申立の処理については当時鳥取市当局との安易な交渉により処理したようであり事務処理上考究を要する。特に重要な案件については知事の決裁を受けるべきであり判断を誤りいやくも軽率に処理することのなき

よう留意が肝要であり重ねて遺憾の意を表する。

三 火災復興土地区画整理は約五十四万坪に及ぶ広大な地域であり、利害関係が極めて多いので必然的に陳情相談、その他住民との接觸が多く、また前述したように果敗訴の影響もあつて訴訟事件の誘発となつたものもあり監査当時における陳情、請願及び訴訟件数は極めて多くその状況は左表に示す通りである。しかしこれが処理は関係者の権利義務に重大な影響を及ぼし利害に直接関係するので最も慎重を要するが、訴訟事件の取扱については果当局と十分連携し、を保ち或いは果が直接処理することが本事業遂行上能率的と考えるので更に果首脳部において十分検討されたい。

行政行為無効確認請求事件 換地予定地指定処分取消請求事件 区画整理実施線指定処分取消請求事件 土地区画整理事業執行停止命令申請事件 証拠保全申立事件		内 容 件 数 人 員	一 二 件 三 一 〇 件
上訴事件 (1) 控訴事件(無効確認請求事件) (2) 被控訴事件(右同)		二 件 百 七 十 名	七 十 一 名
訴訟関係 訴訟総件数 三十二件 訴訟総人員 三百三十四名		七 三 五	七 三 五
実測に関するもの 計		七 三 五	七 三 五
縦覧期間後につき規程の定めによる 公共団体の施行は訴願の提起が認められなかつた		一 一 七 三	一 一 七 三

陳情、請願等の処理状況 (一) 換地関係(異議及び陳情)		出願内容 換地の位置に関するもの 間口に関するもの 減歩率に関するもの 実測に関するもの 道路新設及び巾員に関するもの 三角地払下によるもの その他	受理件数 一、四五三 七三九 一四 二、二〇六	処理件数 一、四四二 七三九 一四 二、一九五	件未処理数 一 一 一 一	件却数下 一三九 八三 五六 二八 二二 一五八 一四 五〇一	却下理由 換地設計上困難なもの 道路拡張のため従来の間口確保困難なもの 基準超過 実測地積を希望のため規定上困難なもの 審議会において不相当と認められたもの 重複申込み又は公園予定地を申込んだもの 土地区画整理その他
(二) 換地関係(請願)		出願内容 換地に関するもの	受理件数 六八	処理件数 六八	件未処理数 一	件却数下 六八	却下理由 公共団体の施行は訴願の提起が認められなかつた

- (1) 和解(換地予定地指定処分取消請求事件) 一件 一名
- (2) 取下 二件 二名

(行政行為無効確認請求事件、区画整理実施線指定処分取消請求事件 各(一))
 果敢訴後件数 一三件 八十九名

- (1) 土地区画整理事業執行停止命令申請事件 四件 八名
- (2) 行政行為無効確認請求事件 六件 七十八名
- (3) 証拠保全申立事件 三件 三名

四 鳥取火災復興土地区画整理は都市計画事業として昭和二十八年年度内に完成する当初の計画であり施行命令の条件となつてゐるが、昭和二十八年三月七日附をもつて一ヶ年期間延長、申請、手続し一応昭和二十九年年度完了となつてゐるが、現在の全体計画と事業実績並びに国庫支出金交付状況を対象検討すると昭和二十九年年度以降なお億数千万円の事業費が不足するよう見受けるので果として中央に対する折衝には一層努力するとともに年次別実施計画に遺漏のないよう留意されたい。

五 工事施工にあたり検討を要する点が多く計画的に且

つ厳正適切に執行することが最も肝要と認める。なお都市計画区域内の街路の維持管理及び民願工事については土木出張所と十分連絡して万全を期することが適当であるが、これらについて当所の実施計画を衆知させることも必要と認めるので留意されたい。なお工事施工に当り次の点考究改善すべきものと認めるので今後善処されたい。

(1) 補助街路工事で八月二十八日決裁を受けながら十一月十日に契約する等着工遅延のものが相当件数ある。又これにより適期を失し竣功期日延期(二回、三回延期)になる原因となつてゐる。

(2) 竣功延期を申出ている工事はほとんど設計変更しているが、施工並びに監督に努めるとともに設計に考究すべきものがある。

(3) 補助街路(十六号の二)、水路(二十五号)の官給セメントを竣功後に支出しているが妥当でない。なお補助街路(二十五号)は竣功日二日前にセメント十三袋を交付している。

(4) 換地のための支障物件移転について二十七年年度協議件数七百九十一件、補償費二千三十五万七千九百五十七円の中接衝出来ず直轄施行しているものが三十一件、四十七万二千七百四円(ほかに一部移転承認による補償二十二万一千三百三十五円)あるが、施工台帳の備付がないので整備すること。

(5) 火災後の急造建築の中補償を要しないものの建築撤去の接衝で催告状、戒告状にも応じない四者に対し代執行して施工しているが今後の評価事務に支障を及ぼすものと認められた。

(6) 請負人に対する出来高部分払が乱用されている請負金額の多額のもの別として少額のものについて

は慎重を期すること。

(7) 火災直後における整地工事に当り設計に複雑な点が認められたので今後設計に当りては慎重を期せられた。

(8) 線一号(右岸)工事に對するセメントを三月十五日に払出しておりながら現地では三月二十四日に運搬している等日時の不突合があるので嚴重処理すること。

六 經理、その他事務については概ね適正と認めた。

郡家土木出張所 昭和二十八年八月十九日 監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	木 南 貞 治
同	加 藤 定 治
同	角 田 健 太 郎

一 当所は所長以下四十名の職員(主事三、技師一、

雇三、運転手二、道路手二一)及び事業費貸金支弁の臨時傭人十九名を含め総員五十九名の所員を以て所管業務の遂行に努力しているが、技術吏員が不足しているため他所同様工事の執行計画並びに監督指導に徹底を欠く憾みがあるので留意されたい。

二 当所管内には数年度に亘る継続事業が多く、道路及び河川とも、改良計画に基く工事であつて完成後の成果が期待されるが、予算編成の方法がすべて単年度予算であり、公共事業費割当額に左右されるため工事の計画的施工に支障を来しているものが見受けられるので国庫補助割当額の増加確保に一層努力すべきである。特に管下智頭町地内土師川局部改修工事は昭和二十六年より総事業費二千六百五十万円の計画により四箇年継続事業として在來の河川を新河川に切替える工事であり二十六年度七百五十万円、二十七年七百五十万円をもつて新河川左右岸護岸堤防及び橋梁工事を行い河床堀さくの一部を施工しているが、二十八年四百万円、二十九年七百五十万円の予定のようであり、

二十八年既定工費をもつては到底河床堀さく、旧河川締切を同時に施工できないので出水の際町内に溢流氾濫の憂もある実情である。最も適切且つ経済的に工事を遂行するためには既定経費を増額して一挙に新川に切替えることが得策と考へるので技術者による専門的知識を集めて施工方法を研究するとともに万一国費の増額困難な場合に於つても追加予算措置について果首脳部は積極的に配意すべきものと認める。

三 道路の改良整備並びに待避所の増設について要望したが、本年度より三箇年計画をもつて大村、用ヶ瀬間の二級国道(旧鳥取、岡山線)屈曲部分及び鉄道交叉点附近の危険箇所に対する改良に着手したことは結構であり、その効果が期待されるので完遂に一層努力されたい。八東村地内才代河原停車場線改良工事は用地買収の交渉困難のため年度内着工し得ず年度繰越しているが、工事施工の前提要件となる潰地問題未解決のため進捗を阻害している事例は各所とも少くないので今後の事業実施に当つてはあらかじめこの点特に留意し

円滑な遂行をはかるよう努められたい。なお一般的傾向として長期計画の事業を中途で打切り、他の新規事業に着手する向が見受けられるが重点的継続的に実施して成果を十分發揮することが肝要である。

四 路面の状況は比較的良好と認められたが各種工事の施工監督及び事務の処理に考究改善すべき点があるので次の点留意されたい。

- (1) 道路防災工事(志戸坂峠)の成功検査を四月十日実施しているが、本工事の設計変更を翌十一日提出しているのは適当でない。工事成功前に設計変更手續をすること。
- (2) 橋梁補修工事(瀬戸橋)は工費一百六十万円を以て年度末期の二月二日起工決裁同十三日着手しているが積雪等のため年度内に完成せず翌年度に繰越している。早期且つ適期に施工させるよう決裁手續及び予算措置を講ずること。
- (3) 道路改良工事(八東村才代)は前述したように用地買収の関係で一部を翌年度繰越しているが事務費

は繰越せず年度内に支出している。また同工費用支給セメントは駅渡しとなつており現場までの小運搬費を設計に計上していないが、設計に当つては慎重を期すること。

五 経理その他事務の処理状況は概ね適切と認められたが次の点留意されたい。

- (1) 建築確認申請手数料の調定を申請と同時に同行わず、同一人に対しては取纏め調定しているのは適当でない、また確認通知がなく処理が不明につき本庁において処理した結果を通知するよう配意すること。
- (2) 受発文書の記録整理が不十分であるので公文書処理規程により嚴重整理すること。
- (3) 建設業者登録申請に対する調査期間が二箇月乃至五箇月に及ぶものがある。業態精査は必要であるが書類の不備によるものが多いので、指導に留意し迅速に処理すること。
- (4) 土木設計監督手数料の調定がほとんど年度末となつていますが設計監督委託書を見ると十一月、十二月

